

八尾市後援名義使用承認内規

(総則)

第1条 国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する公共性の高い展示会、講演会、啓発活動その他の行事・事業(以下「行事等」という。)に対する八尾市(以下「市」という。)の後援の名義(以下「後援名義」という。)に係る使用の承認については、この内規に定めるところによる。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事等の趣旨に賛同する意を表することをいう。
- (2) 共催 行事等の企画又は運営に参画し、共同開催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 協賛 行事等の趣旨を支持し、金銭的援助を中心とした援助等をすることをいう。
- (4) 協力 行事等の趣旨を支持し、人的、物的援助を中心とした援助等をすることをいう。

(後援等の趣旨)

第3条 広く市民の福祉、教育及び文化の向上に貢献するなど、市の施策に合致する行事等で、後援名義を承認することにより、市政の発展に寄与する場合に、これを使用させる。なお、後援を除く共催、協賛及び協力の名義の使用の承認については、行事等の担当課又は行事等の関係課(以下「担当課等」という。)において当該行事等の趣旨や必要となる経費、人員等を十分に精査した上で、決裁により意思決定を行うものとする。

(使用申請)

第4条 後援名義を使用しようとする者(行事等の主催者が複数ある場合にあっては全ての主催者を含むものとする。)は、あらかじめ市長の承認(以下「使用承認」という。)を受けなければならない。

2 使用承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該行事等の実施日(ポスターその他の印刷物に市の後援名義を印刷する場合等は、その印刷日等)の1か月前までに、八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 後援名義を使用しようとする行事等(以下「申請行事」という。)の目的・内容、対象者、参加者、開催場所、事故防止・公衆衛生等対策、市以外の後援等の団体の名称(予定を含む。)その他の申請行事の内容を記載した書類
- (2) 申請行事に係る収支予算書
- (3) 申請者が団体(実行委員会形式を含む。)である場合にあっては、団体の規約、定款、会則、役員名簿、構成メンバーその他申請者に関する書類
- (4) 申請者が個人である場合にあっては、個人のこれまでの活動履歴など当人を知り得る書類その他申請者に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 担当課等は、申請者が第7条第2項に規定する承認通知書を受領する前に、後援予定である旨を掲示するなどの行為を厳に慎むよう説明及び確認を行うものとする。

(使用承認の基準)

第5条 市長は、使用承認の申請が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、使用承認をすることができる。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 営利を目的としないものであること。

- (2) 金品の寄附、援助、事業参加、物品の購入等を強要しないものであること。
- (3) 行事等の所要経費について、資金計画が十分なものであること。
- (4) 政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。
- (5) 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を目的とするもの又はそのおそれのあるものでないこと。
- (6) 事故防止、公衆衛生対策等について十分な措置が講じられているものであること。
- (7) 関係法令に抵触する行為をしないこと。
- (8) 反社会的行為を行い、又は行うおそれがある者が関わる行事等でないこと。
- (9) その他後援名義を使用させることが社会通念上適当と認められるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしないものとする。

- (1) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる行事等
- (2) 主催者、共催者その他の行事等に関わる者の代表者及び役員等が八尾市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(その他の留意事項)

第6条 前条第1項各号を踏まえて行う行事等については、次の各号についても十分留意すること。

- (1) 参加費用及び開催場所が公序良俗に反しているものでないこと。
- (2) 広く市民が気軽に参加できるものであること。
- (3) 行事等の開催場所が市外である場合は、市の名を広く知らしめ、市のPRにつながるものであること。

(使用承認及び不承認の手続き)

第7条 承認又は不承認に係る起案文書は担当課等において作成し、八尾市事務処理規程に基づき決裁を受けるものとする。

2 市長は、後援名義使用の承認を決定したときは、申請者に対し、八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付承認通知書(様式第2号)により通知する。

3 市長は、後援名義使用の不承認を決定したときは、申請者に対し、八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付不承認通知書(様式第3号)により、不承認の理由を明記して通知する。

(監督指導)

第8条 市長は、前条第2項の規定により使用承認をした後においても、次に掲げるところにより、使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)を監督指導するものとする。

- (1) 使用者がこの内規の趣旨に反する行為を行わないよう、常に注意するとともに、必要に応じて後援名義の使用状況について確認すること。
- (2) 使用者がこの内規の趣旨に反する疑いがある場合その他必要があると認めた場合は、現地調査その他の必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、使用者に対し、その是正を口頭で警告すること。

(使用内容の変更)

第9条 使用者は、第4条第2項の規定により提出した書類の内容を変更しようとするときは、速やかに八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付申請変更申請書(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出し、当該変更内容についての承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更内容の承認及び不承認の決定並びに通知については、第7条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付承認通知書」とあるのは「八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付申請変更承認通知書」と、同条第3項中「八尾市

後援名義使用及び八尾市長賞交付不承認通知書」とあるのは「八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付申請変更不承認通知書」と読み替えるものとする。

(取下げ)

第 10 条 申請者は、申請を取り下げたい場合又は第7条第2項及び第3項に規定する承認及び不承認に係る通知が行われる前に第4条第2項の規定により提出した書類の内容を変更しようとするときは、速やかに八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付取下届(様式第5号。以下「取下届」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 使用者は、後援名義の使用について取り下げたい場合には、速やかに取下届に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る使用承認はなかったものとみなす。

(使用結果の報告)

第 11 条 使用者は、後援名義の使用期間の終了後、速やかに八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付結果報告書(様式第6号)に必要書類を添えて市長に提出し、使用結果を報告しなければならない。

(使用承認の取消し)

第 12 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) 第4条第2項の規定による申請に虚偽又は不正があったとき。

(2) 第5条に規定する使用承認の基準を満たさなくなったとき。

(3) 第7条第2項の規定により通知した使用承認の条件を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定により後援名義の使用承認の取消しを決定したときは、使用者に対し、八尾市後援名義使用及び八尾市長賞交付承認取消通知書(様式第7号)により、理由を付して通知するものとする。

(損害賠償等)

第 13 条 前条の規定による使用承認の取消しによって生じた損害に対して、市は、その賠償の責めを負わない。

2 前条の規定により使用承認を取り消された使用者は、その使用に伴って市に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

3 後援名義の使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとし、市は、いかなる場合においてもその責任を負わない。

(委任)

第 14 条 この内規に定めるもののほか、後援名義の使用承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この内規は、平成19年8月21日から施行する。

附則

この内規は、平成26年6月23日から施行する。

附則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。